

生命保険会社の政治寄付に関する大阪地裁判決要旨 (2001/7/18、2003/2/27 に最高裁の上告棄却で確定)

相互会社(保険契約者が社員で株主に相当)の政治寄付に関する司法判断で、
会社側勝訴。

	原告(社員たる保険契約者)の主張	大阪地裁判決
1. 参政権と信条の自由との関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政治寄付の実施は、国民の参政権と社員の政治的信条の自由を侵害する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相互会社の政治寄付は、国民による参政権の自由な行使を<u>直接的に侵害するものでない</u>。 ■ 政治資金規正法は、相互会社による政治寄付が国民の参政権に与える影響を考慮し、弊害防止の観点から、<u>量的制限等の配慮をしており、同法の範囲内であれば政治献金は、特段の事情がない限り、間接的にも国民の参政権の行使を制約・侵害しない</u>。 ■ また、<u>直ちに社員の政治的信条を侵害するものでもない</u>。
2. 寄付実施の権利能力	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政治寄付の実施は、相互会社の権利能力の範囲外である。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>相互会社が政治寄付を行うことの社会的意義は今なお失われておらず、政治寄付が企業の社会的役割を果たすことに通じるとの社会的評価は失われていない</u>。 ■ 当該政治献金は、企業の社会的役割を果たすためにされたものと認められ、<u>定款所定の目的範囲内の行為である</u>。
3. 善管注意義務違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政治寄付の実施は、取締役の善管注意義務違反にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>相互会社の政治献金も、事業活動に関連しその一環としてなされるもので、取締役に広い裁量が認められており、収益状況等、諸般の事情を考慮し、合理的な範囲内で政治献金を行うことができる</u>。 ■ 当該政治献金については、<u>社員全体の利益の観点から、企業の経営基盤が安定し、社員全体の利益に沿うものと判断して行われた</u>。